

国立大学法人岡山大学個人情報ファイル簿

No. 23

1 個人情報ファイルの名称	患者登録ファイル
2 担当部課係名	岡山大学病院 医事課
3 利用目的	岡山大学病院（三朝医療センターを除く。）において診療を受けた患者に係る診療費の計算，診療報酬計算事務及び診療に利用する。
4 記録項目	①患者番号 ②氏名 ③性別 ④生年月日 ⑤年齢 ⑥住所 ⑦職業 ⑧緊急連絡先 ⑨保険者番号 ⑩病名 ⑪その他診療情報
5 記録範囲	全患者
6 記録情報の収集方法	診療申込書，保証書，カルテ
7 記録情報の経常的提供先	岡山県社会保険診療報酬支払基金，岡山県国民健康保険団体連合会他
8 開示，訂正，利用停止等の請求先	(名称) 岡山大学病院 医事課 (所在地) 岡山市北区鹿田町二丁目5番1号
9 訂正，利用停止等に関して他の法律等により定められた特別の手続き	無
10 個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第2条第4項第1号（電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 法第2条第4項第2号（マニュアルファイル）
11 個人情報ファイルの種別が電算処理ファイルである場合は，令第5条第2号に該当するマニュアルファイルの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
12 要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含む
13 独立行政法人等非識別加工情報の提案の募集をする個人情報である旨	該当しない

14 独立行政法人等非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
15 個人情報ファイルが法第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	
16 独立行政法人等非識別加工情報の概要	
17 作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	
18 備考	

* この様式中「法」とは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）をいい、「令」とは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）をいう。